

告 示

埼玉県告示第四百八十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和元年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

特定非営利活動法人メイあさかセンター

二 代表者の氏名

尾池 富美子

三 主たる事務所の所在地

埼玉県朝霞市本町二丁目七番十七号

四 更新後の認定の有効期間

令和元年九月二十六日から令和六年九月二十五日まで